

農地の取得における下限面積の緩和について

さくら市農業委員会事務局

1 趣旨

人口の減少や農業従事者の高齢化により、担い手が不足し遊休農地が増加する地域において、移住・定住の促進、遊休農地の解消及び担い手の育成を図るため、さくら市空き家等情報バンクに登録された空き家等に付随した農地の権利取得時における下限面積を緩和するもの。

2 農地の権利取得時の下限面積の緩和

耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条の規定により農地の取得後の経営面積が原則として50アール以上必要となるが、さくら市空き家等情報バンクに登録された空き家等に付随した農地に限り、農業委員会が別段の面積を定めることで1平方メートルからの農地の取得を可能とした。

3 対象区域

さくら市の区域の全部

4 適用を受けられる農地の要件

- (1) 適用を受ける農地がさくら市空き家等情報バンクに登録された空き家等に付随した農地であること。
- (2) 1筆を単位とし、農地の面積が1平方メートル以上で耕作可能な農地であること。
- (3) 所有者等による維持管理及び農作物の栽培が行われる見込みがないこと。
- (4) 空き家等に隣接していること。
- (5) 農地と空き家等の所有者が同一であること。

5 手続きの流れ

- ① 空き家等情報バンクに登録（所有者）〔都市整備課〕
- ② 空き家等に付随した農地の現地確認〔農業委員会〕
- ③ 農業委員会総会の議決 → 空き家等に付随した農地の指定〔農業委員会〕
- ④ 空き家等及農地の売買等に関する交渉・契約（所有者・購入予定者）
- ⑤ 農地法第3条許可申請（所有者・購入予定者）〔農業委員会〕
- ⑥ 農業委員会総会の議決 → 農地法第3条許可〔農業委員会〕
- ⑦ 農地の権利の設定・移転登記（所有者・購入者）
- ⑧ 農地の権利の設定・移転完了届の提出（購入者）〔農業委員会〕

(参考)

◎ 農地法第3条の許可要件

農地法第3条の許可を受けるためには、農地の権利を取得する者が次の要件のすべてを満たす必要がある。

- ・ 耕作する農地の合計面積が1平方メートル以上であること。
- ・ 所有している農地のすべてを効率的に耕作すること。
- ・ 申請者または世帯員が農作業に従事すること。
- ・ 申請農地の周辺の農地利用（農作業）に影響を与えないこと。
- ・ 農地の権利を取得した日から起算して3年以上継続して農地を耕作すること。
- ・ 空き家等と農地について、同一の取得または賃貸の権利の設定をすること。

6 取扱基準

別紙「さくら市空き家等に付随した農地等の別段面積取扱基準」のとおり

7 施行日

令和元年7月1日